

水戸市医師会 看護専門学院 看護学科 同窓会 会則

第一章 総則

- 第一条 本会は水戸市医師会看護専門学院看護学科同窓会と称する。
第二条 本会は会員相互の親睦と向上を図り母校の発展を助成することを目的とする。
第三条 本会の事務局は〒311-4153 水戸市河和田町 107-2 水戸市医師会看護専門学院看護学科に置く。

第二章 会員

- 第四条 本会は水戸市医師会看護専門学院看護学科の卒業生を持って会員とする。

第三章 役員

- 第五条 本会は下記の役員を置く。
1. 会 長 一名
 2. 副 会 長 一名
 3. 書 記 一名
 4. 会 計 一名
 5. 会計監査 二名
 6. 幹 事 若干名（各学年より数名）

- 第六条 上記の役員は役員会開催時推薦する。
第七条 役員任期は2年とする。ただし、再選を認める。
第八条 本会の顧問は看護学科の教務主任が本会運営上の相談役となる。

第四章 会議

- 第九条 本会議を下記の通りに行なう。
1. 総 会 会長が必要と認めたとき開催する。
 2. 役 員 会 本会の運営を図るため毎年2回開催する。

- 第十条 総会には下記の事項を討議する。

1. 規約の変更に関する事項。
2. 役員選挙に関する事項。
3. 事業及び会計に関する事項。

- 第十一条 役員会では下記の事項を協議する。

1. 予算・決算に関する事項。
2. 事業計画及び実行に関する事項。
3. 総会に提出する議案。
4. その他必要事項。

- 第十二条 会議の議事は出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数の時は再度内容を討議し決をとる。ただし、規約改正は2/3以上の賛成を要する。

第五章 会計

- 第十三条 会員は本会入会時に五千円納入する。会費は永久会費とする。
第十四条 役員が本会の用務で出張したときは実費を支給する。

第六章 慶弔費

- 第十五条 会員及び学院職員が死亡した場合のみ弔電を送る。

第七章 付則

- 第十六条 住所及び姓名の変更があった会員は必ず同窓会事務局に連絡する。

同窓会事務局住所…

〒311-4153 水戸市河和田町 107-2
水戸市医師会専門学院看護学科同窓会
Tel : 029-251-3840

平成19年11月10日作成